

# APIR Trend Watch No.66

## 水災害の激甚化への総合的対策の強化

### - 全国的な対策推進の枠組み、土地利用規制、保険制度の強化を -

APIR 主席研究員 藤原 幸則

#### 要旨

近年、全国各地で豪雨等による水災害が頻発し、被害も甚大化するケースが増えている。限られた財政の中では、堤防強化や砂防工事などの公共事業によるハード対策だけに頼るには限界がある。水災害リスクを低減させる土地利用、実効性ある避難態勢の構築などのソフト対策もあわせて推進していく必要がある。国としても、2020年度からハード・ソフト一体の「流域治水」という総合的対策の強化に舵を切っている。こうした国の動きは高く評価できるが、効果をさらに高めるためには、地震対策と同じような総合的対策の枠組みの強化、浸水ハザードエリアでの土地利用のさらに踏み込んだ規制、自助を促す水災害保険の強化が、なお必要な課題と考える。これら課題への対応策として、本稿において提案する内容の要約は、以下の通りである。

1. 地震対策では「地震防災対策特別措置法」が制定され、国と地方あげた全国的な防災対策の強力な推進の枠組みがあるが、水災害対策では用意されていない。近年の激甚化する水災害で顕在化した課題への対応をはじめ、全国的な水災害対策の強力な推進のため、国は「水災害対策特別措置法」(仮称)を制定し、全都道府県において優先度も踏まえた実施目標の設定と5年おきの事業計画を策定し、進捗管理のPDCAを回す枠組みの早期具体化を期待する。
2. 水災害リスクの高い地域では、現行法上、一部開発許可の厳格化があるものの、警戒・避難態勢の整備を求めるとどまる。浸水ハザードエリアすべてにおいて、新たな開発規制を課すことは現実的でない。浸水深が深く浸水継続時間が長いと想定される地域や家屋倒壊等氾濫想定区域といった特にリスクの高いエリアでは、新たな開発を原則禁止とすべきと考える。
3. 自助による保険の備えは、水災害の被災者の住宅再建で重要な役割がある。甚大化する水災害は今後も続く可能性が高く、民間損害保険会社の保険金支払負担力の余力が激減している。大都市の大河川の氾濫ともなれば、一気に限界に達しかねない。先行する地震保険と同じように、民間の負担力を超えるところは国が再保険を行い、官民が保険責任を分担する水災害保険制度を整備する時に来ているのではないだろうか。この新しい保険制度では、損害補償だけの機能にとどまらず、住民・企業等に水災害リスクを認識させ防災意識を高めるとともに、危険な土地の開発禁止といった適切な土地利用や地域の防災・減災努力と連携するような制度設計を行う必要がある。保険料にリスクの高低を反映させ、住民や地域等の防災・減災努力に応じて保険料の割引を受けられるインセンティブとあわせたものとすべきである。

## 1. 頻発・激甚化する水災害への総合的対策の強化の動き

近年、全国各地で豪雨等による水災害が頻発し、被害も激甚化するケースが増えている。2018年の西日本豪雨、2019年の台風による房総半島や東日本の豪雨、今年7月の熊本県・鹿児島県をはじめとする広域的な豪雨で、多数の河川氾濫や土砂災害が起き、甚大な被害が生じた。

気候変動の影響などが指摘されているが、降雨の強度や頻度の増加、海面水位の上昇により、今後も水災害が激甚化していくことが懸念されている。仮に、東京・名古屋・大阪といったゼロメートル地帯に人口・諸機能が集中する大都市で洪水・高潮により氾濫が発生した場合には、広域に浸水し、浸水の深さや浸水時間の長期化などから、多数の人命や財産が失われ、都市機能が麻痺するばかりか、日本全体の社会や経済活動にも被害を及ぼすことになる。

国及び地方公共団体の限られた財政の中では、河川・海岸の堤防強化や砂防工事などの公共事業によるハード対策だけに頼るには限界がある。水災害リスクを低減させる土地利用、実効性ある避難態勢の構築などのソフト対策もあわせて推進していく必要がある。ハード・ソフト一体の総合的対策の強化が必要といえる<sup>1</sup>。

国としても、総合的対策の強化に舵を切っている。国土交通省は、2020年7月6日に第2回防災・減災対策本部(本部長：国土交通大臣)を開催し、抜本的かつ総合的な対策として、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を立ち上げ、取り組みを始めた。ダムや堤防の整備といった治水事業に加え、流域全体の地方公共団体・企業・住民などのあらゆる関係者の協力も得て、ソフト対策も入れた「流域治水」という対策に転換している。その対策概要は図表1のとおり。

図表1 あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」対策の概要

氾濫を防ぐための対策	被害対象を減少させるための対策	被害の軽減・早期復旧・復興のための対策
<b>(しみこませる)</b> [県・市・企業・住民] 雨水浸透施設の整備 <b>(ためる)</b> [県・市・企業・住民] 雨水貯留施設の整備 田んぼやため池の治水利用 [国・県・市・利水者] ダム、遊水地等の整備 <b>(安全に流す)</b> [国・県・市] 河床掘削、引堤、放水路、砂防堰堤、遊砂地、雨水排水施設等の整備 <b>(氾濫水を減らす)</b> [国・県] 堤防の強化等	<b>(被害範囲を減らす)</b> [国・県・市・企業・住民] 土地利用規制 高台まちづくり [市] 二線堤※等の整備 ※本堤背後の堤内地に築造される堤防のことで、万一、本堤が破堤した場合、洪水氾濫の拡大を防ぐ役割を果たす。 <b>(移転する)</b> [市・企業・住民] リスクが高いエリアからの移転促進	<b>(避難態勢を強化する)</b> [国・県・市・企業] ICT活用した河川情報の充実 浸水想定等の空白地帯の解消 <b>(被害を軽減する)</b> [市・企業・住民] 建築規制・建築構造の工夫 <b>(氾濫水を早く排除する)</b> [市等] 排水門整備、排水ポンプ設置 <b>(早期復旧・復興に備える)</b> [市・企業・住民] BCPの策定、水害保険の活用 <b>(支援体制を充実する)</b> [国・企業] TEC-FORCEの体制強化

(注) [ ]内は関係者のこと。都道府県は「県」、市町村は「市」という表記で示している。  
(出所)国土交通省資料「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」(第2回防災・減災対策本部)より作成。

—#  
<sup>1</sup> APIRでは、2019年度の自主研究成果として、「災害リスク管理の視点からの社会システムのあり方」研究報告書をまとめている(APIR(2020a))。土地利用の規制強化、まちづくりとの連携強化、関係法律改正をはじめ、地震・水災害等に対する防災・減災のための幅広い提案内容を記している。さらに、重要部分については、Policy Brief No.4「頻発・激甚化する災害への備えの強化を」で政策提言を行っている(APIR(2020b))。

「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」では、「流域治水」のほか、災害時の緊急輸送ルートの確保、交通・物流の機能確保のための事前対策(橋梁の流出防止等)、安全・安心な避難のための事前の備え(マイ・タイムラインによる避難行動、高台まちづくり推進等)、インフラ老朽化対策の推進、AI・ドローン等の新技術導入による防災・減災の高度化、わかりやすい情報発信(用語や伝達方法の工夫・改善、リスク情報の視覚化のための3D表示等)などに取り組むとしている<sup>2</sup>。

また、今年6月に改正法が国会で成立した都市計画法・都市再生特別措置法では、災害ハザードエリア<sup>3</sup>にできるだけ住まわせないための土地利用規制・誘導を行うこととなった。災害ハザードエリアにおける開発抑制(開発許可の見直し)、移転の促進(市町村による防災移転計画)、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策が講じられる。

こうした国の動きは、かねて必要性が指摘されていた土地利用の規制強化を含めて、激甚化する水災害に対し総合的対策を強化するもので、高く評価できる。効果をさらに高めるためには、地震対策と同じような総合的対策の枠組みの強化、浸水ハザードエリアでの土地利用のさらに踏み込んだ規制、自助を促す水災害保険の強化が、なお必要な課題と考える。以下では、これらの課題への対応策を順に提案していきたい。

## 2. 水災害への総合的対策の強化としてさらに具体化すべき提案

### (1) 水災害対策特別措置法(仮称)の制定

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国どこでも起こりうる地震に対応するため、国は1995年に「地震防災対策特別措置法」を制定した。同法を受け、全都道府県において、地震防災対策の実施目標の設定と「地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、国庫補助のもとで、避難地・避難路・消防用施設・医療施設・社会福祉施設・学校などを対象に全国において地震防災施設等の整備を推進している。現在、2020年度までの第5次五箇年計画が進行中である。加えて、補助金、税制優遇、金融支援など、住宅の耐震改修を促進する各種インセンティブ施策も用意されている。こうした国と地方あげた全国的な防災対策の強力な推進の枠組みは、水災害対策では存在しない。

対策が先行する地震と同じく、全国各地で起こる水災害に対しても、全国的な対策推進の枠組み整備が必要と考える。近年の激甚化する水災害では、これまで十分に着目されてこなかった課題が顕在化した。本川につながる支川でのバックウォーター現象への対策強化、防災拠点施設となる市町村庁舎の水害時の機能確保(庁舎の浸水対策、非常用電源の耐水化等)、地域の拠点病院の浸水対策強化(浸水対策、電源・水・医薬品等の確保)などである。市町村庁舎や拠点病院では、耐震対策は進んでいるが、浸水対策まではあまり進んでいないところが少なくない<sup>4</sup>。

こうした緊急に対処すべき課題をはじめ、全国的な水災害対策の強力な推進のため、国は「水災害対策特別措置法」(仮称)を制定し、全都道府県において優先度も踏まえた実施目標の設定と5年おきの事業計画を策定し、進捗管理のPDCAを回す枠組みの早期具体化を期待したい。

—————#

<sup>2</sup> プロジェクトの詳細は、第2回国土交通省防災・減災対策本部(2020年7月6日開催)資料に記載されている。

<sup>3</sup> 災害ハザードエリアとは、災害レッドゾーンと災害イエローゾーンに分けられる。災害レッドゾーンは、災害危険区域(崖崩れ、出水等)、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域をいう。災害イエローゾーンは、レッドゾーン以外のハザードエリアで、浸水ハザードエリア等である。浸水ハザードエリアは、浸水想定区域のうち、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリアのことである。

<sup>4</sup> 近年、地域のこうした重要施設で、しばしば浸水被害が生じている。池内幸司(2019)もこの問題を指摘する。

## (2) 浸水ハザードエリアでの土地利用のさらに踏み込んだ規制

近年、人口減少が進行しているにもかかわらず、浸水想定区域の人口や世帯数が増えており、浸水リスクの高い地域で宅地化が進んでいると指摘する研究結果<sup>5</sup>がある(2015年、浸水想定区域内人口は3,539万人、全人口に対する割合は28.0%と推計)。特に、浸水想定区域内人口が減少しているにもかかわらず、同区域内の世帯数が増加している県が多数あり、浸水リスクが高いにもかかわらず宅地化への強いニーズがうかがえる。その一方、近年の大規模な水災害においては、堤防が決壊・越水した地点の周辺で、ハザードマップと浸水被害地域が重なることがたびたび確認されている。

繰り返される人命や財産の被害、多大な社会経済の損失を考えるなら、私有財産権の制限とは異なるが、浸水ハザードエリアにおける土地利用に規制を課すことはやむを得ない。2020年6月に改正された都市計画法・都市再生特別措置法では、図表2に示すとおり、災害レッドゾーンでは新たな開発が原則禁止になったものの、浸水ハザードエリア等では警戒・避難態勢の整備を求めるにとどまっている。一部、規制強化として、市街化調整区域における住宅等の開発許可が厳格化されたにすぎない(安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする)。水災害リスクの高い地域については、新たな開発に対してはさらに踏み込んだ規制を課す必要があると考える。

浸水ハザードエリアすべてにおいて、新たな開発規制を課すことは現実的でない。浸水深が深く浸水継続時間が長いと想定される地域<sup>6</sup>や家屋倒壊等氾濫想定区域<sup>7</sup>といった特にリスクの高いエリアで、新たな開発を原則禁止とすべきと考える。既存の家屋や建物については、浸水深や流速等の時系列情報や被害の大きさを視覚的に認識できる詳細なハザード情報を提供し、非常に高い水災害リスクが存在することの理解を得てもらい、移転を促進していく方策を講じる必要がある。

図表2 災害リスクの高いエリアでの開発規制等(現行法)

	区域	法律	指定	対応
災害レッドゾーン	災害危険区域(崖崩れ、出水等)	建築基準法	地方公共団体	<b>都市計画区域全域で、住宅等に加え、自己の業務用施設(店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等)の開発を原則禁止</b>
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法	都道府県知事	
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	国土交通大臣、農林水産大臣	
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法	都道府県知事	
災害イエローゾーン	浸水想定区域 (浸水ハザードエリアは、浸水想定区域のうちで、災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリア)	水防法	洪水：国土交通大臣、都道府県知事 雨水出水：都道府県知事、市町村長 高潮：都道府県知事	<b>警戒・避難態勢の整備等を求める</b> (浸水ハザードエリア等では、市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化)
	土砂災害警戒区域	土砂災害防止法	都道府県知事	

(出所)国土交通省「防災・減災等のための都市計画法・都市再生特別措置法等の改正内容」より作成。

—#

<sup>5</sup> 秦康範・前田真孝(2018)による。国土交通省推計では、洪水リスクエリア内人口3,651万人の全人口に対する割合は2015年で28.7%となっている(第2回国土交通省防災・減災対策本部の資料)。

<sup>6</sup> 例えば、5m以上の浸水深や浸水継続時間が2週間以上に及ぶと想定されるエリアが該当すると考えられる。浸水が5m以上となると垂直避難が困難になる。2週間以上の浸水継続はライフライン等の機能が停止する。

<sup>7</sup> 家屋倒壊等氾濫想定区域とは、堤防沿いの地域等において、洪水時に家屋が倒壊・流失するような激しい氾濫流等が発生するおそれが高い区域のことである。

### (3) 自助を促す水災害保険制度の強化：国が再保険を引き受ける保険へ

災害後、被災者が生活再建を行う上で、住宅再建はその欠かせない基盤となる。個人の資産形成に公的資金を投入しないのがわが国の被災者支援原則であり、住宅再建は自助が基本となる。義援金等の共助、被災者生活再建支援金等の公助は、側面的に支援するものとなる。地震災害と同じく、水災害においても、自助としての保険<sup>8</sup>の備えは重要な役割がある。

現行の水災害にかかわる保険制度については、民間の火災保険に付帯された水災補償特約によってカバーされている(損害保険会社の業界では「水災害」を「水災」と称する)。水災事故の原因は、台風・豪雨等による河川の氾濫だけでなく、土砂崩れ、高潮、融雪洪水、内水氾濫など多岐にわたる。水災事故により建物が損害を受けた場合、要件<sup>9</sup>を満たしていれば補償される。

図表3に示すとおり、水災による全壊被害の住宅再建について、公助(被災者生活再建支援金、災害復興住宅融資)を利用するとして、水災補償を付帯している場合と未付帯の場合の資金試算を行ってみた<sup>10</sup>。水災補償を付帯していない場合は、預貯金の持ち出し額や借入返済額が多くなり、住宅再建は重荷となる。自助による水災補償の備えの重要なことがわかる。

図表3 住宅再建(戸建て住宅)の資金試算結果

区分	内容	水災補償 付帯なしで試算	水災補償 付帯ありで試算 (タイプⅠ)	水災補償 付帯ありで試算 (タイプⅡ)
支出	住宅新築費用(万円)※1	2,874	2,874	2,874
収入	被災者生活再建支援金(万円)	300	300	300
	義援金(万円)	0	0	0
	水災補償の保険金(万円) ※2	0	2,000	1,500
預貯金の持出額(万円)		894	0	0
借入	災害復興住宅融資(万円) ※3	1,680	574	1,074
返済・ 保険料	借入返済(円/年) ※3	517,992	176,976	331,140
	火災保険料(円/年) ※4	0	65,400	47,700
	合計(円/年)	517,992	242,376	378,840

(注)※1：住宅金融支援機構「2019年度フラット35利用者調査」から、全国平均での住宅新築費用をとった。

※2：水災補償のタイプは、ある大手損害保険会社の火災保険商品モデルによった。タイプⅠは標準的モデル。タイプⅡは補償を最低限に、保険料を抑える節約モデル。いずれも、新築、H構造(木造等)での試算。

※3：基本融資額ベース。融資限度額1,680万円、金利年0.44%固定、35年返済、元利均等返済で試算。

※4：水災補償と地震保険をともにセットしたモデル試算例による。保険対象は建物のみで、家財は含まない。

(出所)筆者で試算作成。

このように自助としての水災害保険の備えは重要であるが、近年の多発化・甚大化する水災害は今後も続く可能性が高く、民間損害保険会社の保険金支払余力が限界に達することが懸念される。

図表4は近年の主な風水害等による保険金支払額の動向であるが、2018年と2019年は連続して1

\_\_\_\_\_#

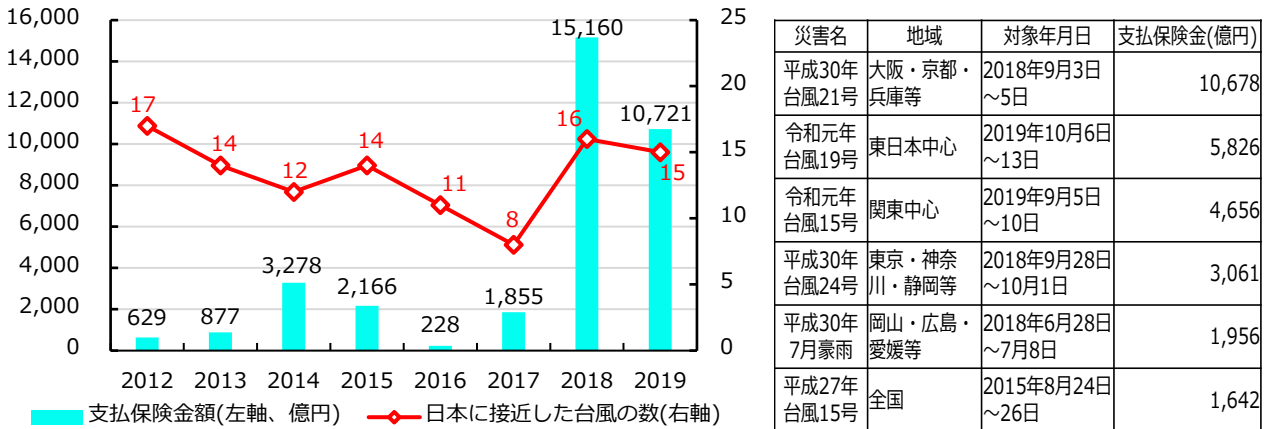
<sup>8</sup> 「共済」も含む趣旨で本稿は「保険」と記している。保険は任意で加入し自らリスクに備えるという点で自助が基本的な意義となるが、多数の加入者でリスクを分散し支えあうという共助の意義も有する。

<sup>9</sup> 床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水が一般的な共通要件である。オールリスク型商品では、保険価額の30%以上の損害がないと保険金支払対象とならない。

<sup>10</sup> 寄附等による義援金については、災害や被災地域ごとに集まる金額が違い、配分基準や配分方法等の違いもあり、金額は多様である。そもそも見舞金という性格のものであることから、住宅再建資金の助成という役割を求めることには無理がある。本試算では反映していない。

兆円を超えている。損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な大規模災害に備え、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てているが、東日本大震災以降の相次ぐ災害発生への保険金支払によりその残高は激減している<sup>11</sup>。異常危険準備金残高の早期の回復のため、税制改正を早急に行い、準備金残高の上限となる洗替保証率を現行の 30%から引き上げ、損害保険業界の対応を後押しすべきであろう(本則積立率となる残高率も同様に引き上げるべき)。

図表4 主な風水害等による年度別保険金支払額(左)と2015年以降の保険金支払例(右)



(注) 棒グラフは、日本損害保険協会が調査した主な風水害等に関する支払保険金の合計額。  
(出所)日本損害保険協会ホームページの統計資料より作成。台風接近数は気象庁ホームページの統計による。

さらに、地球温暖化の影響等を受けて激しさを増す豪雨により、大都市の大河川の堤防が決壊すれば、壊滅的な被害が生じかねない。海面上昇の中での強力な台風襲来による高潮の被害も同様である。これらは決して非現実的なものではない<sup>12</sup>。浸水戸数まで被害想定が公表されている首都東京の荒川右岸氾濫の場合について、筆者が簡易な試算をしてみると、水災補償の保険金額はこの1件だけで約3兆円に達する<sup>13</sup>。民間損害保険会社としては、1兆円超まで異常危険準備金残高を回復していても、保険責任に対する負担力を超えるものだろう。

そこで、先行する地震保険<sup>14</sup>と同じように、民間の負担力を超えるところは国が再保険を行い、官民が保険責任を分担する水災害保険制度を整備する時に来ているのではないだろうか。

官民が保険責任を分担する水災害保険制度を具体化する場合、水災害時の損害補償だけの機能にとどまらず、住民・企業等に水災害リスクを認識させて防災意識を高めるとともに、危険な土地

<sup>11</sup> 民間の異常危険準備金残高は、東日本大震災直前に約1兆円であったのが、2018年度末には約2,300億円まで激減している(2019年8月の財務省「地震保険制度等研究会における議論のとりまとめ」資料より)。

<sup>12</sup> 第1回国土交通省防災・減災対策本部の会議資料に記されているが、2019年10月の台風19号による豪雨で、「首都圏を貫通する多摩川、荒川でも浸水被害が生じ、利根川と荒川の本川も決壊寸前」であった。雨量等データも含めて、APIR(2020a)の報告書に詳しく記している。

<sup>13</sup> 中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会報告」(2010年4月)の荒川右岸氾濫による被害想定によれば、床上浸水戸数は約45万世帯である。内閣府の2015年推計で水災補償のある世帯比率は66%(全国平均値)という比率を使うと、荒川右岸氾濫による水災補償対象戸数は29万7千戸となる。1戸当たり平均保険支払額を1,000万円と仮定すると、支払保険金の総額は2兆9,700億円と計算できる。

<sup>14</sup> 関東大震災規模の地震が再来した場合であっても保険金の支払に支障が生じないように官民の支払限度額が定められている。現在、総支払限度額は11兆7,000億円(民間1,338億円、国11兆5,662億円)である。

の開発を禁止するといった適切な土地利用や地域の防災・減災努力と連携するような制度設計を行う必要がある。そのため、水災害リスク情報の提示となる保険料は、地域のリスクの高低を反映させたものとすべきである。その一方で、個人や企業等が自助努力で住宅や建築物の耐水性<sup>15</sup>を強化する改修を行った場合や、あるいは、自治体が住民・企業等の協力も得て治水対策を強化した場合には、保険料の割引を受けられるインセンティブが用意されている必要がある。また、移転の促進が必要なエリアの場合、高い保険料と移転補助のインセンティブの連動が期待できる。

こうした新たな水災害保険制度は、国・地方公共団体・住民・企業・損害保険会社など、社会の関係者が連帯して防災・減災の取り組みを強化するものとなる。新たな水災害保険制度に向けて、国と損害保険業界が中心となり、できる限り早く議論を始めてもらいたい。先行する制度例として、米国において、連邦洪水保険制度<sup>16</sup>があり、わが国での制度設計にあたり大いに参考になるだろう。

## 参考文献

アジア太平洋研究所(2020a)、「災害リスク管理の視点からの社会システムのあり方」研究報告書(2019年度)、2020年5月。

アジア太平洋研究所(2020b)、「頻発・激甚化する災害への備えの強化を」、Policy Brief No.4、2020年5月25日。

池内幸司(2019)、「2018年西日本豪雨災害で顕在化した課題と今後講ずべき対策」、神戸大学都市安全研究センター研究報告、第23号、2019年3月。

日本学術会議(2020)、「提言 低平地等の水災害激甚化に対応した適応策推進上の重要課題」、土木工学・建築学委員会 気候変動と国土分科会、2020年6月。

秦康範・前田真孝(2018)、「全国ならびに都道府県別の浸水想定区域内人口の推移」、日本災害情報学会、第20回研究発表大会予稿集、2018年10月。

<contact@apir.or.jp、06-6485-7690>

- ・本レポートは、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当研究所の見解を示すものではありません。
- ・本レポートは信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、記載された内容は、今後予告なしに変更されることがあります。

—#

<sup>15</sup> 耐震性に比べ、耐水性の建築技術や建築材料については、わが国ではまだなじみが薄い。浸水を防ぐ、浸水しても被害を少なく復旧しやすくする建築技術、建築材料導入がある。米国では、技術研究、技術基準の整備、導入の広報啓発が進んでいる。日本学術会議(2020)、連邦緊急事態管理庁(FEMA)ホームページなどによる。

<sup>16</sup> 米国連邦洪水保険は、1968年に創設され、連邦緊急事態管理庁(FEMA)が運営する。特徴として、第1に洪水危険リスクに基づいた保険料の設定が行われていること、第2にコミュニティ(地方公共団体に相当)の参加により、洪水被害軽減を目的とする氾濫原管理と連動させていること、という点がある。氾濫原管理により、コミュニティは洪水リスクが高い地域の開発を抑制し、既存の建物を洪水から防御することに取り組むようになる。参加申請したコミュニティの住民のみ加入可能(加入は任意)だが、加入による住宅ローン金利優遇等のインセンティブが用意されている。コミュニティが洪水被害軽減の取り組みを行い、FEMAから認可された場合には保険料割引が適用される。ただし、財政状況や加入率で課題もある。大規模水災害に伴う保険金支払増加により、保険財政は厳しい状況にある(連邦政府財務省からの借入が増加。近年、年間保険料収入が30億ドル程度に対し借入残高は200億ドル以上が継続)。また、洪水リスクの過小評価などにより、世帯加入率が低い(米国全体の世帯加入率は2017年で4.1%、APIR推計)。こうした統計データも含め、制度や運営状況はAPIR(2020a)でレビューしている。